

陳情第 5 号



農業関連補助金の増額・相続税納税 猶予制度に関する陳情書



あさか野農業協同組合

農業

都市近世の緊急都市平
は「者
び確
備、
おり
つき
し地
相続
につ



農業関連補助金の増額・相続税納税猶予制度に関する陳情書

都市の農業・農地は、地域住民に安全安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しております。

平成27年4月には「都市農業振興基本法」が制定され平成28年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され税制上の措置、担い手の育成及び確保、農産物の地元での消費促進、農作業を体験する事が出来る環境の整備、的確な土地利用に関する計画の策定等が講ずべき施策としてあげられております。

つきましては、都市農地が持つ、公益的機能など多面的機能をさらに発揮し地域貢献、都市農業の維持を鑑み、以下のとおり、農業関連補助金の増額・相続税納税猶予制度に関する陳情をさせていただきます。また、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを併せて陳情いたします。

記

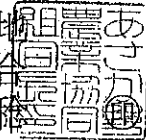
[陳情項目]

- 一、 農業関連補助金の増額。
- 一、 三大都市圏特定市における市街化区域農地の相続税納税猶予制度の 20 年営農継続による免除制度を復活することへの働きかけ。

和光市議会
議長 吉田 武司 様

令和元年 8 月 26 日

朝霞市大字溝沼 4 6 6 番地
あさか野農業協同組合
代表理事組合長 池田 稔



新座市野火止 5 丁目 7 番 22 号
JA あさか野資産管理部会
連絡協議会 会長 三枝 和成



和光市下新倉 4-9-24

田中康久



100

100

100

100

100

